

● 障害児支援の概要

行政（手帳の交付）

知的障害のある方には … 療育手帳
からだが不自由な方には … 身体障害者手帳
精神や発達に障害のある方には … 精神障害者保健福祉手帳
が交付されます

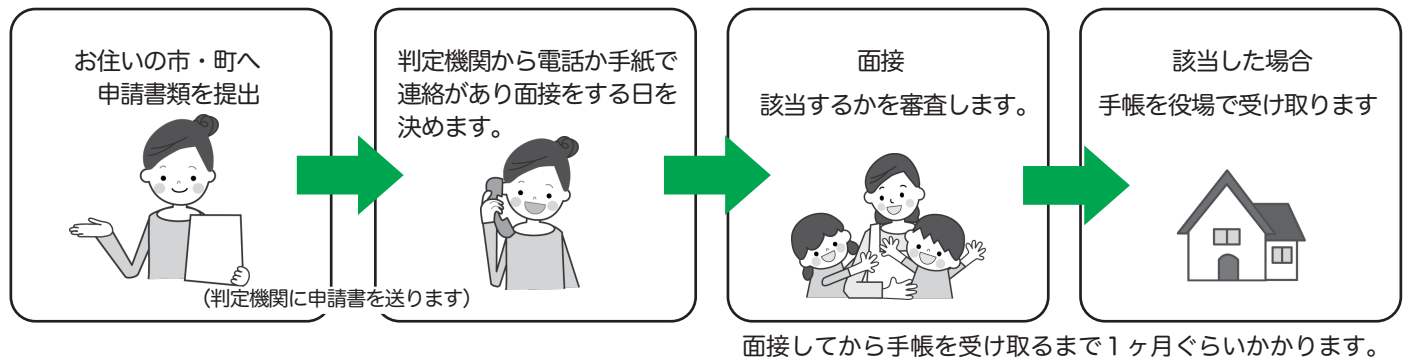
療育手帳

知的障害のある方に対して、相談や援助、福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障害の程度により A（重度）及び B（中度・軽度）の区分があります。

判定機関：和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（P8 参照）



申請手続きの方法



身体障害者手帳

からだの不自由な方が、いろいろな援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級までの区分があり、一定以上永続する障害がある方に対して交付されます。

判定機関：和歌山県子ども・女性・障害者相談センター（P8 参照）

精神障害者保健福祉手帳

精神障害（発達障害含む）のある方が各種の援助を受けやすくするための手帳です。障害の程度により1級から3級までの区分があり、長期にわたり日常生活等に制限を受ける方に対して交付されます。

判定機関：和歌山県精神保健福祉センター

手帳を利用したの各種割引

制度名	手続き・問合せ場所
・鉄道運賃	…各駅の窓口
・バス運賃	…バス会社
・航空運賃	…航空会社・旅行会社
・タクシー運賃	…タクシー会社
・有料道路通行料	…市町役場 (福祉事務所等にて事前登録手続きが必要です)

その他、各種割引や優遇が受けられる場合があります。

